

総務文教常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和5年6月14日

(開会宣言 午前 9 : 57)

委員長 定刻より少し早いんですけど、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから総務文教常任委員会を始めさせていただきたいと思います。

(挨拶)

次、議長の挨拶をお願いします。

議長 (挨拶)

委員長 町長、挨拶をお願いします。

町長 (挨拶)

委員長 本日は、藤本委員から欠席の届出があり、現在6名が出席されております。また、議長にも御同席いただいておりますし、説明のため、町長、副町長、教育長及び両統括幹、各課長、生涯学習推進課課長補佐の出席を求めました。

なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは、去る6月6日、本委員会に付託されました議案についての審議に入ります。

付託議案は、会議次第に記載されているとおり、議案第38号、議案第39号及び議案第47号から議案第49号までの5議案で、議案の説明については、6月6日の全員協議会において理事者から説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議がないようなので、本委員会における審査は議案の説明を省略し、質疑から入ることといたします。

なお、質疑においては一問一答式で行いますので、御協力をお願いします。

それでは、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員 条例要綱のほうなんですけども、個人の町民税関係も軽自動車

税関係も適用期限の延長なんですけど、これ、町税の減免について、減免した分は国から何か財政補填されるような制度ってあるんですかね。

委 員 長 会計管理者兼税務課長。

税務課長 これらの特例に関しての国からの補填というのはございません。

委 員 長 河本委員。

河本委員 やっぱり減免した分はそのまま町の徴税収入に響くってことですよね。

その辺は、何か厳しさを感じたりとかはしているんですかね。

委 員 長 会計管理者兼税務課長。

税務課長 これらの特例に関しては、それぞれ農業者であったり、あとグリーン化特例であれば環境保全といった、そういったことで、国だけではなく、地方自治体が国と一緒に協力を、しっかり施策を進めていくというものでございますので、そこは協力していくという形で、国の補填はこの制度ではございません。

委 員 長 河本委員。

河本委員 減免分は、町民負担と考えたら町民の利益になるものなんで、いいのかなと思いますけども、財源という部分で、町税収入の部分を考えたらやはり少なくなるので、その部分はやはり国に財源補填を求めるなり、そういったところも考えていってほしいと思います。

これは意見です。

委 員 長 ほかにございませんか。

梅津委員。

梅津委員 主な改正内容のうちの個人の町民税の関係ということで、(1)なんですけども、優良住宅地の造成等と書いています。高いときに優良な宅地を造成すればちょっと減免するというふうなことなんですけども、この優良というのはどういうことを指すんでしょうか。具体的に、優良住宅、宅地とはどういうことか説明願えませんでしょうか。

委 員 長 税務課長。

税務課長 優良宅地認定・優良住宅認定という制度が国にございます。

こちらにつきましては、優良な宅地とか、あと住宅の供給に資する土地の譲渡について、税制上の優遇措置を講じることによって、

非常に優良な住宅を供給するという制度なんですけれども、何をもって優良かということの認定につきましては、優良宅地基準というのがまずございます。

そちらについては、1区画当たり宅地面積が100平米以上で、区画数の割合が全区画数の80%以上であるようなことであるとか、公共施設、公益的施設の整備のように供されるものであるとか、あと、都市計画法の開発許可の適合というような基準がございまして、それに基づいて県のほうで審査を受け、認定をされるというものでございます。

また、宅地の基準につきましては、優良住宅の認定基準におきましては、住宅の用に供する部分の床面積が40平米以上200平米以下、また、台所、水洗トイレ、洗面設備等、そういったものの一定の設備を整えた住宅であるということ、住宅の建設費が3.3平米当たり95万円以下である等々、そういった関係法令に適切に、適法であるというような諸基準を満たしたものについてが優良住宅であり、優良宅地ということになります。

委員 長
梅津委員

梅津委員。

今の説明なんですけど、これは美浜町では何か該当するような地域というんですか、地籍はあるんでしょうか。

委員 長
税務課長
委員 長
梅津委員

税務課長。

美浜町にはございません。

梅津委員。

美浜町には、該当するところが1区画もないという話なんですか。

委員 長
税務課長
委員 長
副委員長

税務課長。

そのとおりでございます。

副委員長。

先ほどの河本委員からの関連なんですけども、自動車税、町税の直接税になるんですけども、減免の対象になる軽自動車も台数によって変わってくると思うんですけども、美浜町の場合、この減免の金額というのを総額で、分かれば教えてください。

委員 長
税務課長

税務課長。

こちらのグリーン化特例に関しましては、令和4年は0台でござ

ざいました。

この条例には出ておりませんが、軽減として、環境割のほうの軽減がございしますが、こちらのほうにつきましては、先ほどの河本委員の御質問にありました軽減の補填は国のほうから、環境割についてはございます。

委 員 長

副委員長。

副委員長

分かりました。

ほんなら、美浜町にはこの対象になる軽自動車というのはないということでもいいんですね。

委 員 長

税務課長。

税務課長

このグリーン化特例に関しましては、対象はございません。

副委員長

分かりました。

ほんなら、私は何台かあるのかなと思ったんですけども、全くないということなので、条例に書いたとしてもあまり。書いとくべきだと思いますけども、延長もありますから。これから軽自動車もグリーン対象車が増えてくると思いますので、これを周知すれば、軽の環境車も増えてくるのではないかと思いますので、また安くなるよというような周知もされるといいんじゃないかと思います。

以上です。

委 員 長

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

委 員 長

ないようですので、これで議案第38号についての質疑を終わります。

次に、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

これも条例要綱のほうなんですけども、(2)の国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直しで、5割軽減と2割軽減の対象者というのは、これによって増えるんでしょうか。

委 員 長

税務課長。

税務課長	こちらの５割軽減の世帯は、１７２世帯から、この改正によりまして４世帯増えまして、１７６世帯となります。 ２割軽減の対象となる世帯につきましては、１７４世帯から５世帯増えまして、１７９世帯となります。
委員長	ほかに質疑は。 梅津委員。
梅津委員	改正内容の中の（１）です。課税限度額の引上げという項目でございますけども、ここで②の後期高齢者支援金等課税額、これを２万円上げるということになっているんですけども、なぜ２万円上げるかという理由は当然、ちょうど後期高齢者が非常にたくさんおって、もう医療費がアップアップしてきたということの目的で上げるんじゃないかと思うんですけども、これを何で基礎課税額の分と後期高齢者支援金等課税を分割したというんですか、何か分離した形になるんですけども、これは何か理由があるんでしょうか。
委員長	税務課長。
税務課長	こちらの区分につきましては、①の基礎課税額のほうは医療給付分ということで、使われた医療費に当たるような部分になります。 後期高齢者支援金については、７５歳以上の後期高齢者医療保険制度への支援金という形になります。 介護給付費につきましては、介護保険料という形となっております。
委員長	梅津委員。
梅津委員	これは、こういう制度にしなければいけないというのは、今言わせてもらったんですけども、やっぱり７５歳以上の団塊の世代が増えてきて、多分医療費がどんどんかさんでいくから値段も上げたということと、分割したということで考えればいいんでしょうか。
委員長	税務課長。
税務課長	平成１２年だと思いますが、介護保険制度が始まりましたのと、それからしばらくして後期高齢者医療の保険制度が始まったという時点で、そちらの医療保険への支援という形を、国保だけではなく、健保組合ですとかそういった被用者の保険についてもそれぞれ支援をしていくというような形で、国のほうが制度設計をしたというものでございます。

今回、こちらの2万円を上げていくということは、国のほうの医療制度改革という、そういったものが数年前に制定されまして、その方針に基づいて順次上げられていくと。

それについては基準等ございまして、この限度額の超過世帯割合を0.5%から1.5%台となるように国のほうで定められておりまして、この上限の1.5パーセントに近づくように、令和4年度の超過世帯の推計割合が1.52%ということで、その限度額を引き上げない場合には、5年度にはそれが1.56%に増加するという見込みになったために、この1.5%台の現状を維持するために、2%という試算をもって引き上げているというような形でございます。

委員 長
梅津委員

梅津委員。

ということは、今の22万円という表現は、あくまでも標準額という形で理解すればいいんでしょうか。ということは、今のパーセンテージで、ここがころころ変わるような形になるんでしょうか。

委員 長
税務課長

税務課長。

この課税限度額の設定そのものが、負担能力のある世帯の方に相応の受益をしていただいて、制度の持続的な、また円滑な運営をするための限度額の設定でございまして、その割合については、先ほど申し上げました国が定めました割合の間に入るように設定しているもので、額的なものは今後、高齢者がどんどん増えていく中で、支援額というのも上がっていくということも考えられるかと思われます。

委員 長
梅津委員

梅津委員。

いうことは、今課長がおっしゃったように、これは各自治体で税率が異なるということで解釈すればいいんでしょうか。

例えば、県からこれだけにしなさいと言ったら、その県の指示に基づいて、各市町がこれだけの利率にしますとかいうふうな決定の方法になっていくんでしょうか。

委員 長
税務課長

税務課長。

もともとの国民健康保険の税率、本則にかかっている税率については、今委員のおっしゃったように、県の出している標準の保険料の割合を参酌といいますか、いたしまして、町の実情に沿った形

で町が税率を決めていくという形になりますが、今回のこの課税限度額、こういった20万円を22万円にして、合計104万円にするというような規定につきましては、国のほうで定めるものでございます。

委員長 梅津委員。

梅津委員 よく分かりました。勉強不足でごめんなさい。

私も75歳で、そろそろ後期高齢者で、ようけ払わなならんのや
って。すみません。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、これで議案第39号についての質疑を終わ
ります。

続きまして、議案第47号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条
例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員 これも条例要綱の部分で、これは国の課題なんですけども、マ
イナンバーカードの普及を急ぐあまりに、今トラブルが発生してお
りまして、本当にそのセキュリティというものが心配です。

このコンビニ交付の交付申請というのは、条例改正ではスマート
フォンができるように、スマートフォンを持参してできるようにな
るんですけども、現状というのは、もう制度が始まっていて、
美浜町はどの程度の利用があるんでしょうかね。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 コンビニ交付の利用状況でございますけれども、令和5年2月1
日からこの制度が始まりまして、2月につきましては89件、3月
につきましては147件、それから、5年度4月につきましては1
23件、5月につきましては、速報値でまだ定かではないんですけ
れども、69件ほどということとなっております。

委員長 河本委員。

河本委員 利用状況は思っていたよりもたくさんあるなというふうなことを
思っているわけなんですけども、本当にこれがスマートフォンを利用
することで、何か、本当にセキュリティ上の問題が発生するんじゃ

ないかと心配しているんですけども、その辺は町行政としてはどのような考えを持っているんでしょうか。

委 員 長

住民環境課長。

住民環境課長

セキュリティに関しましては、国のほうがしっかりとしているということで、最近トラブルがありますけれども、そこらは徹底をしていくという方針を出しております。

特にＩＣチップのほうには、そもそも税であるとか年金医療などに関する情報は記載をされておられませんし、必ず暗証番号等で管理をされている、それから顔写真等でも管理されているというところで、引き続き、不正情報を読み出そうとするとＩＣチップが壊れてしまって読み出せなくなるような仕組みとなっているので、国としては安心してお使いをいただくように徹底をしているところでございます。

委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

梅津委員。

梅津委員

一つ教えてください。

現状、我々は今、印鑑証明の個人カード、このブルーのカードを持っていますよね。あのカードは結局、もう自分で処分すればいいんでしょうか。あるいは、なかったら駄目なんんでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

委 員 長

住民環境課長。

住民環境課長

印鑑登録していただいている方には青色のカードをお渡ししていると思いますが、役場、それから出張所等で使う場合にはあれがないと証明書を出せなくなりますので、引き続き青いカードについては持っておいていただきたいなと思います。

梅津委員

分かりました。あれは、ほんなら保管しとけということで、了解しました。

委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

松下委員。

松下委員

今、答弁の中で、プログラムに関する国の信頼性の話をされたんですけどね、それほど信用性があるんだったら、今起きていることは起きないわけで。

僕もその経験があって、コロナの対策で事業に対する支援がある

ということで、県の担当者が説明書を持って、自分でやってくださいということで、どんぐりへ来てもらっていたんですけどね。その資料を見て入力してもシステムが全然動かなかったの、それで、説明書では万単位で整理をして入力してくださいと説明があったんですが、実際は動かなかったの、ひょっとして間違っているかなというので0を4つ入れたんですね。そしたらシステムがパッと走ったんです。

これはどういうことかという、国がこういうことをプログラム化してくれと言ってお金を払ったんだけど、ランニングテストをやっていないということなんですよ。

だからね、やっぱりそういう意味では、国の言っていることをそのまま、スパッと乗っていくというのはやっぱりリスクが、僕はあると思うんですね。

そこを、もし美浜町も同じようにずっと入り込んでいったときに、いろんな弊害が出てくる可能性があるの、そこはやはり慎重にしてもらいたいなという思いがあるんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

委員長
住民環境課長

住民環境課長。

先ほども申したとおり、国はマイナンバーカードにはＩＣチップ等の個人情報が入っていないので、セキュリティについては強固として強調しておるところでございます。

ただ、セキュリティは万全であっても、やっぱり人的ミスというのが生じる可能性もありますので、特に窓口でマイナンバー等に関する手続をする職員、それから、1階のほうで県の委託を受けた支援員等が1名いるかと思えますけれども、マイナンバーの申請等につきましては、基本本人さんがするものということになっておりますが、どうしてもできない場合にはその支援員が補助をさせていただくという場合もございます。

そういった場合については、必ず本人さんのもと、本人さんと一緒にログインをしたことであるとか、口座情報は間違いないということ、それから、登録ボタン押ししましたよ、ログアウトしましたよというようなことを本人さんと確認をしながら、本人の目の前で指示どおり操作するというのを引き続き徹底をしてまいり

たいというふうに思っております。

今後、そういう人的ミスがないように注意を払いながらしていきたいなというふうに、それもセキュリティの一つかなというふうに思っております。

委員長

松下委員。

松下委員

ここでいろんな細かい議論をしても仕方がないと思うんですが、僕はやっぱりシステムの信頼性という点で、システムを作る段階で我々がチェックしていかないと、出来上がったものもいい加減になると思うんですね。

例えばエストニアという、ヨーロッパに小さい国がありまして、そこはデジタル大国と言われているんですね。これはもう結構有名になっているんですが、その国がいろんなプログラムを組むときに、たしか僕の記憶では、50歳以上の女性を必ず雇う。そして、プログラムを作っていく段階で、その女性にそれを見てもらって、この言葉の意味が分かるかとか、いろんな実証に関わってもらって、それでその女性が、この言葉の使い方とかこのプログラムの組み方だったら使えますと言った時点でオープンにして、制度化しとるんですね。その違いですね。

先ほども言ったように、民間のプログラム会社に発注して、出来上がったものに対して検証することを全然やっていないのは僕の経験であったんでね。そういう意味では、これは意見になりますが、末端の行政のほうも、やっぱり慎重にそういうところを判断してもらいたいということをお伝えしたいと思います。

以上です。

委員長

副委員長。

副委員長

今の件、あれなんですけども、マイナカードの普及率、今窓口でも毎日特設コーナーを作ってやっておりますけども、一番新しいデータで、マイナカードの普及率というのは何パーセントぐらいか、分かったら教えてください。

委員長

住民環境課長。

住民環境課長

マイナンバーカードの申請の状況ですけれども、データが幾つかあるんですが、その中で国の総務省の発表しているデータで、令和5年の4月30日現在の申請状況ですけれども、88.64%、そ

れと、交付率が 82.6%ということです。

申請率に関しましては、全国の自治体、1,741市町があるんですけれども、その中で28番目ということになっております。

委員長 副委員長。

副委員長 1,741自治体の中で28番目ということで、美浜町の普及率というのは今のところ何パーセントですか。町の普及率。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 申し訳ありません。

今のが美浜町の申請率でございます。

副委員長 88.64がですか。

住民環境課長 88.64が申請率で、交付率が82.6%。これは総務省の発表している4月末現在の美浜町の率であります。

副委員長 分かりました。最初、国かと思いました。

それで、もう一つ、今の普及率の件で、学生、生徒はどのような親が代わりにやっているのか。

学生さんはどういう普及率か分かっているのか。分かれば教えてください。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 学生さんは何パーセントかというのはこちらのほうで調査をしておりますので、全体の数でしかつかないというところで、お願いしたいと思います。

委員長 副委員長。

副委員長 分かりました。

普通どおりの受付をしていると思うんですけども、先ほどコンビニの受付枚数が100件以上超えたんで、私も数的にびっくりしたんですけども、このときに、コンビニを使うと窓口に来るより200円安くなるということも説明があるんですけども、コンビニに対しては、1回使うと手数料というのは支払いしているんでしょうか。これをお伺いします。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 コンビニに関しましては、手数料が1件当たり117円かかると。1件当たり117円かかります。

委員長 副委員長。

副委員長	この１１７円は、町のほうからコンビニに対して、１件当たり出しているということで、精算してお支払いしているということになるんですね。どうでしょうか。
委員長	住民環境課長。
住民環境課長	手数料については１１７円、１件につき払っております。
委員長	副委員長。
副委員長	よく分かりました。細かいことを聞いて申し訳ないですけども、よく分かりました。
	以上です。
委員長	ほかに質疑はありませんか。
	（なしの声あり）
委員長	ないようですので、これで議案第４７号についての質疑を終わります。
	次に、議案第４８号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
	本議案について、質疑はございませんか。
	河本委員。
河本委員	条例要綱です。
	森林環境税の導入に伴う改正のところで、１人年額１，０００円を町が賦課徴収することになるんですが、その税収というのは、県と町に何か配分の率で譲与されることになるんでしょうか。どうなんでしょうか。
委員長	税務課長。
税務課長	こちらのほうは、町のほうは徴収しまして、一旦国のほうにそれを全額納めた後、国のほうが県と市町村のほうに配分するという形でございます。
委員長	河本委員。
河本委員	国が配分する森林環境譲与税の各自治体への配分というのが、市有林や人工林の面積に応じた配分が５０％になっていて、人口に応じた配分が３０％、林業従事者数に応じた配分が２０％となっておりまして、森林がなくても、人口が多い自治体には多額の譲与税が配分されていたという問題があったんですが、今回そういった問題というのは解決されているんでしょうか。どうなんでしょうか。

委 員 長	税務課長。
税務課長	この森林譲与税、森林環境税の法律につきましては平成３１年に制定されておりまして、それ以降、その配分の仕方等について変更があるということは存じ上げておりません。
委 員 長	河本委員。
河本委員	先行されて配分された部分が基金として積み上げられている自治体も多くあるという問題があるんですが、美浜町は現状どのような状況ですか。使われているんでしょうか。それとも基金で積み立てたままなんですか。
委 員 長	産業政策課長。
産業政策課長	町のほうも基金として積み立てておりますし、今回予算の中でも、基金を取り崩して予算６００万上げた、その部分は使わせていただくということで考えております。
委 員 長	河本委員。
河本委員	計画的に今後使っていくということによろしいですか。
委 員 長	産業政策課長。
産業政策課長	森づくりプランをつくりましたので、それに従って計画的に使っていくという考えでございます。
委 員 長	河本委員。
河本委員	あと、軽自動車税関係のところで、電動キックボードなどを特定小型原動機付自転車と区分するということを創設しとあるんですけど、これまで電動キックボードなんかというのは登録をする必要がなかったんですかね。どうなんですか。
委 員 長	税務課長。
税務課長	これは、一般の５０ｃｃ以下の原動機付自転車というふうにみなされておりまして、そのような形で扱ってございました。
委 員 長	河本委員。
河本委員	これまでも何か登録する必要というのはあったんですか。どうなんですか。
委 員 長	税務課長。
税務課長	一般の原付と同じでございまして、必要ございます。
委 員 長	河本委員。
河本委員	税収は原付と同じように取られておったということなんですか。

委 員 長	税務課長。
税務課長	同じ原付の 2, 0 0 0 円で納入していただいております。
委 員 長	河本委員。
河本委員	ということは、今回税率は変わらないんだけども、特定小型原動機付自転車という区分が新たにできたということだけなんですかね。税率的には変わらないんですかね。
委 員 長	税務課長。
税務課長	税額は変わりません。 特定小型原動機付自転車というところで、2, 0 0 0 円の税額で課税させていただきます。
委 員 長	河本委員。
河本委員	それと、軽自動車税の環境性能割・種別割の賦課徴収の特例のところなんですけど、自動車メーカーの不正行為に起因した場合に、メーカーの負担割合を増額するというところでよろしいのでしょうか。
委 員 長	税務課長。
税務課長	この不正をして、うちのほうに納付が不足している分についての加算の金額を、現行の 1 0 % から 3 5 % に増額をするというものでございます。
委 員 長	河本委員。
河本委員	これは、町から自動車メーカーに直接課税していくということになるんですかね。
委 員 長	税務課長。
税務課長	平成 2 8 年の 4 月に三菱自動車のほうがそういった不正がございまして、町では 9 台の車両が対象となっておりまして、三菱自動車に 2 万 4, 3 0 0 円不足分を求償しまして、2 9 年の 1 月には納税をいただいております。
委 員 長	ほかに質疑はありませんか。 （なしの声あり）
委 員 長	ないようですので、これで議案第 4 8 号についての質疑を終わります。 次に、議案第 4 9 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。 本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

これも条例要綱の部分で、減免規定のところに、令和４年度以前の年度分の保険税であって、令和５年４月以降に納期限が定められているものを追加するというふうにあるんですけど、これが一体どんな状況なのかというのが非常に分かりにくいんですけど。

例えば、諸事情の理由で滞納分を分割などで支払っているとか、そんな事例が該当するんでしょうか。どんな事例なんんでしょうか。

委員 長

税務課長。

税務課長

例えば、令和４年の３月に美浜町のほうに転入をされたりとか、遡って、遡及して賦課をかけたというような場合には、納期限が４月となります。

そういったところが、当初の制度設計ではちょっと不備でございまして、そういったものが生じるということで、今回追加となったものでございます。

委員 長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

委員 長

ないようですので、これで議案第４９号についての質疑を終わります。

以上をもって、付託されました議案の質疑を終了いたします。

それでは、各委員会等の採決の前に、議員間討議の場を設けることができること決定しております。

本委員会に付託された５件の議案に関し、討論はございませんか。

（なしの声あり）

委員 長

ないようですので、ただいまから採決に入ります。

議案第３８号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員 長

全員賛成であります。

よって、議案第３８号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第３９号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国

民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第３９号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第４７号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第４７号は、賛成多数をもって承認することに決しました。

次に、議案第４８号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第４８号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第４９号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第４９号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案５件の審査は終わりました。

た。

これで、本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

最後に、副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

この後、所管事務調査を行いますので、調査に関係する理事者以外の方は、これで退席していただいて結構です。お忙しい中ありがとうございました。

(理事者退席)

委員長

審議の途中ではございますが、休憩いたします。

(休憩宣言 午前10:49)

(再開宣言 午前10:53)

委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

今回、総務文教常任委員会のほうで所管事務調査をすることになりました。何の事業についてするかといいますと、まちづくり課所管の集落づくりサポート事業について所管事務調査を行うことになりました。

所管事務調査ということを議会の中で初めてやるということなんですけど、基本的にはその事業の現状を説明していただいて、それについての問題点を見つけ出して、それについての解決策とか対応策を考えるというのが所管事務調査でやることなんですけど、一応今回初めての事務調査になるので、うちら議会側としても、これからいろいろな政策の立案とかにつなげたり自分たちの知識アップ、そこら辺につなげていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、集落元気プラン推進事業補助金について、所管課であるまちづくり推進課から説明を求めます。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

(詳細説明)

委員長

本件について、質疑をお願いします。

河本委員。

河本委員

4 ページのところで、北田の策定支援で、会議用消耗品ってなってるんですけど、こういうのが集会所の備品の整備だけにとどまって、活動支援のところに書いていないので、活動支援までつなが

っていないということなんですかね。

委員長

まちづくり推進課課長補佐。

まちづくり推進課課長補佐

この北田さんにつきましては、プランができたのが令和4年の3月ということで、つい最近なんですけれども、この会議用消耗品となっているのは、恐らく皆さんでワークショップするための模造紙を買っていろんな意見を出し合ったと。その上で、これからこういった活動支援を求めるかという、今これからの段階なので、今に、間もなく出てくるのかなと思います。

委員長

河本委員。

河本委員

これは数えればいいだけのことなんですけど、24集落が元気宣言を策定して、まだ活動支援につながっていないところはあると何集落ありますか。

委員長

まちづくり推進課課長補佐。

まちづくり推進課課長補佐

24集落が策定されておりますけれども、活動支援の補助金をまだ執行されていない集落が7集落でございます。

委員長

河本委員。

河本委員

この課題というのは、元気宣言してから間もないということもあるんですけど、それだけですかね、課題というのは。

委員長

まちづくり推進課課長補佐。

まちづくり推進課課長補佐

その件に関しましては、恐らく各集落の区長さんって毎年代わられると。そういった引継ぎの関係がうまくいっていない可能性があります。

なので、毎年、この事業が開始されてから、4月にある区長会を通じてこの制度の説明をさせていただいております。集落の温度差も少しあるのかなと思いますけれども、そういったことが要因かなと考えています。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

今ほど補佐のほうからも話がありましたように、毎年4月に区長会がございまして、そちらのほうで集落づくりについての、いろいろお願いと合わせてプランの策定をお願いしております。

策定していただいたところについては課題をいろいろ整理されておりますので、課題に対しての取組をするためにこの補助金を使ってくださいということをお願いしておりますし、まだのところ

については、先ほど申し上げましたが、うちの担当職員と集落の職員、そちらのほうで区長さんに関わって策定をしていただくようお願いしたいということは常々申し上げております。

あと、例年、いつも区要望とかで区長さんとか役員さんが見えるときにも、その都度、集落元気プランの推進であつたりとかいうのは言っておりますので、今後また補助金を活用する集落のほうも増えてくるものだと、こちらのほうは考えております。

委 員 長

河本委員。

河本委員

集落から提案したものが事業につながっていくということで、非常に内容的にはいいものだと思うんですけども、まだ元気宣言を策定できていないところがありますよね。

そういった集落というのは何らかの課題を抱えとるんじゃないかなと思うんですけど、そういったところは把握されたりとかしとるんですかね。

委 員 長

まちづくり推進課課長補佐。

まちづくり推進課課長補佐

その件につきましても、未策定集落の区長さん、前の区長さんになるかと思えますけども、なぜつぐらないんですかと言うと、今特に支援が必要じゃないんだというようなところとか、今検討中なんだと、佐田区さんもそうですけど。

前向きに進んでいるところもありますけれども、特に支援が必要じゃないんだというところがやっぱり数件ございまして、こちらからつくれつくれと言うと、そういったものでもありませんし。なんですけど、令和6年度という、ある程度補助金の締めを示さないと結構だらだらなりますので、そういったところで促しはしているんですけども、なかなか至っていないという状況です。

委 員 長

河本委員。

河本委員

これは1集落1つですか。

まちづくり推進課課長補佐

そうでございます。

委 員 長

河本委員。

河本委員

これは1集落1つということで、大きな集落になると、区自体が幾つも班に分かれとったりとかあるじゃないですか。それで、区の中の細かな地域地域で各要望があつて、その要望を一つに取りまとめるのが非常に難しいというのが区長として課題にあつて、なか

なかそのまとめ切らないという課題もあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はつかんでおられますか。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

このプランを作成するに当たりまして、集落内で区長さんを中心に、どういう課題があるかというのを話していただくというのが一番の目的なんです。

といいますのは、平成の30年間で美浜町の人口も1万人を切っておりますし、データによりますと、年少人口というのが、15歳未満の子供たちも60%ぐらい減少しているというふうな状況があるということでこの制度ができたわけなんですけど、みんなで集まったときに、例えば集落活動のことであつたりとか、祭事とか行事、伝統芸能であつたりとか、あと皆さん防災のこととかをやっぱり心配されるということもあるので、いろんなところでこのプラン策定に当たりましては、集落活動に関すること、施設とか資源に関すること、生活環境に関すること、防災に関すること、例えば農林水産業に関すること、あらゆる分野で課題を挙げていただいて、それを。例えば日向やったらこういう課題があるんやなと。であつたら、これを自分たちで取り組める内容、これはうちではできないから行政にやっていただく内容、これは町と集落が一緒にやっていく内容という、そういう形で整備のほうをしているというところでございます。

それを、今既に策定されているところにつきましても、そこで終わったというわけではなくて、やっていく中で、まだやっぱり、当初思っていなかったけどこういう課題も出てきたなというものがあれば、そういうところについてはプランの見直しということも認めておりますので。そのプランの見直しに関しては、プラン策定支援の費用を使っていただくこともできますので、そういうところは随時、町のほうでも集落の区長さんのほうにはそういうことも呼びかけておりますし、まだのところについては、そういうところで関わっていきますのでということで、集落の役員会とか、そういうところに押しかけるような形で、そういう集落機能を強化するためをお願いしたいということで言っておりますので。

そういうふうな状況でございます。

委 員 長
梅 津 委 員

梅津委員。

今、片山課長の説明があったんですけども、もともとこの制度の目的が明確になっていなかったんじゃないかなと私は思っているんです。

というのは、この元気プランを我々、私、菅浜区で集計するときに、今も区長さんを頭にずっと検討してきたんですけども。検討した結果、こういうことをすれば、こんなものを準備すれば、住みよい部落の活性化につながるのかなということで項目を挙げました。

ところが、そのときに、各集落の現状はどんなもんかと、どういうことを要望しているのか参考に知りたいなということで、総務課さんのほうで今リストをもらったら、何やこれ、もう備品購入だけみんな書いとるやんけということで、私はがっかりしました。

というのは、こんな備品なんか、テレビを買えとかエアコン入替えとかプレイヤーを買えとかいろんな、そんな備品の要望ばかりで、全然工夫が、こうしていったら元気になっていって金もうけできるんやというふうな目標が何もないんですよ。ということで、本当にがっかりしたような感じです。

これはあくまでも、行政が最初に、何か明確にもっと区長のほうに説明しとかなんだらあかなんだんちゃうかと。ちょっと説明不足じゃなかったのかなと感じているんですけど、その辺はどうなんでしょう。

委 員 長
まちづくり推進課長

まちづくり推進課長。

先ほど申し上げましたが、令和2年度からこの集落元気の制度が始まりまして、その前の令和元年度から、それぞれ区長さんへの説明であったりとか、いろんなところでの説明会を開催しているということは承知しております。

その中で、今ほど備品の購入が多いということもございましたけれども、これに関しては、施設については集落の防災における避難所ということでの機能ということが大きいということもございまして、避難してきた方たちが快適に過ごせるようにというところでの備品の整備であったりとか、あと、民生委員さんとかがサロンとして使うようなところでの購入ということもあるというこ

とも聞いておりますので、ただ単に備品を購入したというわけではなくて、それも集落元気プランの中に、こういう課題がありますという位置づけでありまして、そこでつながっている取組でございまして、一概に、ただ単に備品を整備したというものではないということだけ御理解いただきたいと思います。

委 員 長

梅津委員。

梅津委員

当然、センターのエアコンの取替えとか、こういう高額なものの金額も上がるとるんですけどね。この辺は我々も、私が部落のことを言ってもあかんのですけど、言ったら、そんな高いもん取替えできるかいと。そんな金はどこにあるんやという話で打ち切られとるんですけどね。こういったものの全て、このリストに上がるとるものは全部クリアしたことになっとるんですか。

全部金を出して、もう入れ替えてもらっとるとか、備品を購入したというふうに解釈すればいいんですか。

委 員 長

まちづくり推進課課長補佐。

まちづくり推進課課長補佐

ここに掲載をさせていただいておりますのは、既にもう支援済みということです。

やっぱりこのクーラー一つにしても、そもそも暑い空間だったんだと。これによって人が集まりやすくなったんだというような申請の仕方もございますし。要は集落、コミュニティがつながりやすくなったんだと、そのための備品だというような位置づけで申請をされている集落も多々あります。

委 員 長

梅津委員。

梅津委員

ということは、もう一回確認しますが、このリストに上がるとる24項目は、もう全て対策というか、補助金も出して一応完結したと。

新たにまた元気プランをこれから求めていくわけですよ、また。そういうことじゃないんですか。

委 員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

先ほど冒頭に申し上げましたが、集落の規模によりまして補助金の上限額というのは変わっております。

もう全て使い切ったというわけではなくて、これ以外にもいろんな課題がありますので、例えば今の施設の備品の整備をした後、

まだ残額とかもございますから、そういうところについてはほかの、例えば伝統文化の継承に関することであつたりとか、防災に関することであつたりとかいうところで、まだこれから使っていくものだと思っております。

委 員 長

梅津委員。

梅津委員

よく分かりましたけど、これは、やはり推進していくためには区長さんが頭で音頭を取って区民の皆の意見を吸い上げて、区としてはこういうことを進めていこうかということで、今後はそんな備品を買うとか、そういう話じゃないですよ。元気にしていくためには、何か目標を立ててこういうことの計画を進めなあかんというような内容で周知されるんですね、今度の新しい区長さんには。どうなんでしょう。

委 員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

この4月早々の区長会のほうでは、この集落元気プランサポート事業についての説明をしてございます。その中では、対象となるものについてはそういう集落活動とか、こういうことに関して対象となりますのでということでお願いをしておりますので、そこらを踏まえて、まだのところについては計画を策定されるものだということで理解はしております。

委 員 長

梅津委員。

梅津委員

ほんなら何度出してもいいんですね、毎年毎年。ということですか。予算がある限りは。

委 員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

こちらの事業につきましては、令和2年度から令和6年度までの事業でございまして、県のほうから2分の1の補助制度がずっと継続されておりますので、今のところ令和6年度までは考えております。

ただ、それ以降についても、県のほうでも集落の活性化とか、そういうところについては、ある程度理解はしていただいているということも承知しておりますので、町としてもそれに対する支援は求めていきたいと思えますし、せつかく集落の方が一生懸命やっているということでもありますので、そちらのほうも、事務局としては継続していきたいなということは考えております。

ただ、7年度以降については、県の支援をいただきながらできればなというところが今の正直なところでございます。

委 員 長

梅津委員。

梅津委員

私、菅浜で、もう1件また今年、新たに別に出しても構いませんよね。ということで理解すればいいんでしょうか。金があればね、金の話やけど。

委 員 長

まちづくり推進課課長補佐。

まちづくり推進課課長補佐

梅津委員様のところは菅浜区になると思うんですけども、残額を申しますと、あと16万円ぐらいしか残っていません。その範囲内であれば、集落元気プランに書かれている内容であれば出していたいでも構いません。

梅津委員

分かりました。了解しました。

委 員 長

松下委員。

松下委員

新庄地区では、区民を挙げて山菜を事業として生産していくと。その販売もイベントもやっていくということで町にも要望して、区も動いてくれて、国の支援事業に去年からなったという経緯にあります。

ところが、国の支援のほうはほとんど農業土木の話で、具体的に獣害柵をどうするかとか、山菜苗をどうするかとか、そういうことについてはほとんど駄目なんです。

新庄区は農業土木の分野でも何百万の負担はせんといかんのですが、それ以外に、新庄区民が私も山菜を増やしたい、家の周りで増やしたいと、荒廃田でね。荒廃田でも草刈りをしてあるところは対象外なんです。山際の木やらススキが生えているところは対象になっているんですね。ところが、女性に僕らは参加してもらいたいの、山の中では難しいので、家の周りに管理されている荒廃田がいっぱいあるので、そこに本当は山菜をどんどん増やしたいという、そこへ女性が参加してもらいたいというので、新庄区民の全て持ち出しになるんですね。

そうすると、持ち出しは持ち出しとして新庄がやらんといかんのですが、少しでも、例えば山菜の苗を購入したり、それから、地域で作ってもらって、その地域の人から購入したりとか、獣害柵の一部を支援してもらおうとか、そういうところは本当は使いた

いんですけど、区長さんにそれを言っても乗ってくれないんですね。面倒くさいとか。そのあたりの話なんですよ。

だから、そのプランづくりの支援をもう少しやっぱり具体的に、こういう形でやらせてもらいますと、こういうことを新庄区でやって、こういう地域になりたいということさえちゃんと言ってもらえば、その担当員がやりますよというところまで言わないと、なかなか。1年で代わりますからね。もう面倒くさいことはええわという話になると思うので。

今の話は、今、区に上げてやろうとしていることなんですね。

それ以外にも、支障木の伐採であるとか家屋の解体であるとか、いろんなのが出てきますね。

そういう意味では、もう少し、新庄地区は大きいので、額も少し大きくできる部分があれば、ほかの支援と合わせて連携できないかなとかですね、いう思いはあるんです。

取りあえずは、獣害柵であるとか山菜の苗の買取りとか、そういうのを申請した場合に、可能かどうか。

がんばる美浜人で、もう大分前にいろいろそういう購入、苗の購入とかは駄目というので蹴られた経緯があって、じゃあそれならいいわって、こっちも断ったんですけど。その辺はどうなんでしょうね。

委員長

まちづくり推進課課長補佐

まちづくり推進課課長補佐。

先週でしたかね、新庄区事務所さんがこのプランをつくっていくに当たって、ちょっと説明してほしいということで、担当職員と、あと集落担当と出向いて、説明をさせていただきました。

やりたいことがちょっと大き過ぎて、新庄さんの場合は少ないなと言われたんですけども、今言われたように、農林水産業に関することってプランの位置づけにありますので、そこにほかの事業で取れなかった部分を記載させていただくと、当然このプランは使えますし、そういったところで、区の総意であればその辺の支援は、景観維持という意味も含めて可能かなと思います。

委員長

松下委員

松下委員。

よい答弁をいただきました。

だけど、実際に動き出すと、これ駄目、あれ駄目というのが必ず

出てきますのでね。

例えば、獣害柵やと1か所が200万ぐらいかかる。そうすると、今、町としては、町の資金を出すんじゃないしに、県の資金に支援をやるわけですね。そうすると、1年とか2年かかってくるんですね。そうすると、事業のスピードに全然間に合わない状況ができてくるんですね。そこは、全額と言わないまでも、町も幾ら出すとか、あるいは出せない部分はほかの部署のこういうのがあるので、これを連携さすと総額幾らになるとか、そういう役回りをしてもらえると、地域としてはすごく乗りやすいと思うんですね。

僕らの事業がうまくいけば、来年からイベントをやって、全国から人を集めようって言ってるんですけど、新幹線も来ますので。そのイベントにもいろんな施設に必要な費用が出てくるんですね。そういうのをぜひ前向きに乗ってもらいたいということで、お願いしたいと思います。

大分前に、区長さんにはプランに入ったほうがいいと言っていたんですけどね。

実は新庄地区には、4名で新庄ビレッジ振興社という政策提案チームをつくりまして、山菜事業は動いてくれたんです。動いてくれたんですが、その具体的な資金繰りになってくると、県に今頼んどるんやとか、国はここはあかんのやというので、なかなか動かないので、区もなかなか動かないということなんですけどね。

そこはぜひ、今、区がやっと動いてくれたということなので、そういうところで、綿密な連携をお願いしたいと思います。そうすると、町にも返ってくると思うんです。

それをお願いしておきます。

委員長
まちづくり推進課長

まちづくり推進課長。

御意見ありがとうございます。

集落のほうでは、取りあえず課題を整理していただきまして、町としてやらなければならないもの、区としてやるもの、区と町が一緒にやっていくものという形で整理をしていただくということが大事だと思います。

プランの策定につきましては、集落の、町職員、もちろん支援員

がおりますし、うちのほうもしっかりカバーさせていただきますので。まずは区長さんのほうからそういうふうな相談を受けてやっておりますが、また松下さん、その4人の政策推進チームですかね、そういうところの意見とかもそのプランの中に反映していただけたらいいのかなと思いますので、また一緒に連携してやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

中牟田委員。

中牟田委員

区要望のときに、この元気プランの話を知って、区長さんが。区長さんは、何しろ単身赴任でなかなかお話をすることができなかつたんですけれども、一応、自主防災組織からつくって、ともかくみんなと話し合う機会をつくっていきましようということで、私にできることがあれば私もお手伝いするしということで、5月に話を聞く機会を持たれたと思うんです。その後まだ区長さんとお会いできていないんですけども、この土曜日、またお会いして、少しでも何かつくっていききたいなと思うのも、気山は割と小さい集落なんですけど、小さなお子様が多くいらっしゃるの、子供さんを中心に何かそういうものをつくりたいなというふうには考えているんです。だから、あまり大きいことを考えないで、こつこつやっついていこうかなと思っています。

そういうことで、やっぱり、皆さんやっついていらっしゃるの、少しでもやっついていききたいと思っています。

委員長

河本委員。

河本委員

先ほど、例えば3集落とかで一緒にプランをつくって出せるけど、実績なしというふうなことを言われて、3集落に、例えば早瀬、日向、笹田と言われましたけど、これ、プラン自体は早瀬と日向は出しとるんやね。笹田だけが出せていないというような状況があって、小さい集落は小さい集落で、やっぱり課題があるんじゃないかなというふうに思います。だから、雲谷とかってというのはどういうふうな支援とかをするのかなというふうにちょっと気になっていて。

その実績なしも含めて、ここは大きな課題なんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはどうでしょう。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

大きい小さいにかかわらず、どこの集落でもやっぱり課題という

のはあると思います。共通の課題というのは、やっぱり少子高齢化というものが大きいと思いますし、それに伴う空き家問題というのも、どこの集落でもあると思います。

なぜ集落担当という形で、笹田にしても雲谷にしても、職員を担当職員という形で配置しておりますので、そういったところ、また押しかけみたいになるかもしれませんが、集落のほうには入って行って、課題の把握であったりとか、そういったところに対してのプラン策定に関わる支援とか、そういうものは精いっぱいやっていきたいと思います。

先ほどの中牟田委員のお話で、自主防災ということも話がありましたけれども、自主防災組織につきましても、町内でたしか22集落ぐらいしか、全部、まだなっていないんですね、自主防災組織をつくったところというのは。

そういうところについても、うちのまち課と、自主防災はエネルギー政策課になりますので、その役員さん、役員会のとときに一緒に今行くような形で、防災意識のそういう自主防災の意識を持ってもらうというところも自主防災組織の設立というのは重要やと思いますので、今一緒に取り組んでいるというところも合わせて御報告だけさせていただきたいと思います。

委員長

河本委員。

河本委員

もう既にその実績とかもできているので、非常に使い勝手はいい制度やと思うんですよ。でも、この目的を説明されて、どうですかと言われると、先ほど松下さんが言ったように、区長から面倒くさいんだとか、そんなことにもなりかねるので、その実績も見てもらって、こういったことに使えますよというふうなことをちゃんと説明していけば、小さい集落でも使い勝手はいい制度になっていると思うので、そういったところを努力していただければ、全集落、プラン策定できるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうかね。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

御意見いただきましてありがとうございます。

町としても、集落が頑張るだけじゃなくて、町も一緒に頑張っていきたいと思っていますので、全ての集落でプラン策定できるよ

うに。プラン策定ありきというわけじゃないんですけども、集落が活動することに対して支援できるようにということで、そのための補助制度をつくっておりますので。そういうものを使っただけのためには、プランで整理していただかなあかんというところはしっかり説明をして、理解をしていただいて、手間にならないような形でうちもしっかり支援のほうをしていきたいと思っておりますので。御意見ありがとうございます。

委 員 長

河本委員。

河本委員

役場の職員も各集落に入って支援しとるということなので、それはやっぱり目標として、全ての集落に策定してもらおうということを経営的な目標として持つてもらいたいなという、これは意見です。

委 員 長

議長。

議 長

私、意見的にはじゃないんですけど、うちの集落自体をどうこうという説明はしないですけど、区長さんが、どうしても町から区長さんをお願いをして考えてくださいというのが、やっぱりそこしかないですわね。

だけど、今の話じゃないけど、今菅浜さんなんかでも、みんなでやろうやないかという一つの委員会みたいなのをつくって、新庄さんもそうですよ、うちもそうして委員会をつくっているんですよ。

区長さん1人にやりなさいよ、頼みますよと言ったって、いや、わしではちょっと。だから、その人によって、よっしゃ分かったと言って、がっと引っ張る人はいいですよ。全ての区長さんがみんなそうかと言ったら違うでしょ。どちらかと言ったら、順番で当たって、またせなあかんのやという感じやと思うから。僕は多分、役員会の際に顔を出すんやって、みんなに顔を出して案内するときには、やっぱりこうして委員会をやったらどうですかとか、よそはこうやってまっせということ、僕は助言してあげたほうが。どうしても、区長さんが自分で取り込んでしまっ、どうかなと言ったら、何もかも区長がせなあかんのやと思ったりすると、進まないんとかうかなというふう思うんですよ。

だから、みんなどうしたらいい、みんな来てくれやと言って委員

会みたいな感じでやったほうが、僕は動きやすいんじゃないのかなと思うんですけども。やっぱり、区長どうですか、区長どうですかと区長さんばかりに責め立てていくと。やっぱり、こういうふうにしてやられたらどうですかということを助言するのもいいんじゃないかなと思うんですけど、と思ったもので、今ちょっと意見をさせてもらったんですけど。

委員長

まちづくり推進課課長補佐。

まちづくり推進課課長補佐

今、議長さんが言われていましたように、区の負担というのは、結構作文をするだけでも大変だと思います。

私の集落の例で言いますと、ある程度、集落担当員というのは、少なくとも集落の課題ぐらいいは分かっているはずなんですね。なので、集落プランを、一旦たたき案を僕はつくりました。それで、区の役員に投げました。やっぱり早いです。

ちょっと触るぐらいでいいので、やっぱりその集落担当がしっかり基盤をつくってあげて、これで一回もんでもらえないかというようなやり方も一つスピード感があるのかなと思っています。

委員長

松下委員。

松下委員

議長も言われましたけど、僕らもその活動をしておりまして、いろんなことを経験してきたんです。

例えば、ワサビを生産するチームを2つつくって、1つ目のときに県のほうに来てもらって、ワサビはここではできますと。中古のユンボを買ってもらえれば、あとはもう要らんと、あとは自分らで全部やると言ったんですけど、県はそれは駄目って言われた。それはいろいろなところに使われて、支援の対象から外れてしまって、ほかの人から苦情が来るケースがあるというふうに言われて、僕らも納得はしたんですけど。でも僕らのチームは、その中古さえ買えれば、もうあとは何の支援も要らんと、全部自分らでつくると言って押したんですね。そしたら県のほうは、ちょっと話を持ち帰らせてくれと言って回答を出してきてくれたんです。

その回答は、皆さんで先にその中古のユンボを買ってくれと。そのユンボで、皆さんが言うようにワサビ畑を何平米造ったら、その平米に支援をしてあげるといって、ユンボの中古以上の、苗代もみんな含めて、獣害策も含めた額を支援してくれたんですね。

だから、普通には、固く言うと、いや、そんなことはできんで終わったんですけど、県が持ち帰ってくれて、彼らの言うのを、押しどころを、ここを押してやればほんまにやるやろうから、そこをどうやって支援するかというのを県が考えていく。そういうところを行政の支援の在り方としてやってもらえれば、地域は喜んで動くのではないかなと思うんですね。

そういう意味では、そういうところを心がけてもらえればいいのかなというふうに思います。意見です。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

先ほど議長さんから話ありましたように、プラン策定には集落の職員の力というのは欠かせないと思いますし、それについては、うちのほう、集落担当を対象といたしまして、さらに中に入っていくように、職員を対象にした研修のほうもやっていきたいなということも考えておりますので、しっかり支援のほうをさせていただきたいと思います。

あと、松下委員さんのお話の中でも、地域の困りごとというところ、いろんな困りごとがあると思いますので、例えばそういう困りごとが、こういうことがあるんやということは、一遍、まち課のほうに言っていただければ、うちのほうから関係課のほうにまた話をさせていただくとかいうこともできると思いますので、そういうところも含めて、また御相談のほうをいただきたいと思います。

委員長

梅津委員。

梅津委員

私も提案なんですけども、今、議長がおっしゃったように、区長だけにあてがっても、区長さんは1年に1回ないし、顧問までやったって2年しか残りませんので、全然、分かった、分かったと言いながら、それで1年過ぎてしまつとるんですね。

結局、その提案があった時点で、私の部落では検討委員会を設けて、いろいろずっと検討をやりました。また、その終わった区長は顧問になるんやけども、その区長もまた取り込んで、またその委員会を1名ずつ増やしていきながら、約3年かかって今菅浜は実現したんですけども、4年ぶりに実現した事業があるんですけども、やっぱり検討しても何年か、数年かかるんですよ、大き

な事業をやっていこうとすると。単年度にばっとやれるものじゃないんで。それはやっぱり3年ぐらいかかるので、その辺も含めたら、やっぱり委員会をつくってやっていくというのが一番得策かなと思います。

また各地区にもそういうことで啓蒙してもらったらありがたいかなということで、お願いします。

委員長

副委員長。

副委員長

佐田区のほうはまだ出していませんけども、ちょっと経過を示しますと、私昨年、区長をしていました。3年前の区長から話をして、各種団体全部やっております、集めてやっております。今年8月までには出す予定をしておりますので、またそのときはお願いします。

佐田伝統文化保存会という自主的につくった団体があって、これは県の表彰もされています。

それで、伝統文化のほうを非常に頑張っている団体があるんですけども、この団体を当てはめれば何もすることはないんですけども、それではまた寄附集めも上手に集められますから、それとは別にということで、今現在、佐田区のほうは、壮年会、壮友会という団体が中心になってやっております。今はもう青写真等全部できまして、総会のほうでも報告しましたので、8月までには写真入りできちんと出てくると思いますけども、それは今の区長と4区長、4人の区長も見えておりますし、その辺でいけると思うので。

今まで備品の購入とかそういうのはしなくて、まちづくり、子供たち、そしてお年寄りにもというような格好での環境を整備していこうという形で取り組んでいこうと思いますので。今青写真はできておりますので、もうちょっとお持ちください。以上です。

佐田区の状況を報告させてもらいました。

委員長

ほかに何か。

梅津委員。

梅津委員

ちょっと提案なんですけども、ワークショップを立ち上げていただいて、これで、ワークショップで提案、その地区の自然環境なり山の環境、海の環境、その辺を全部網羅してもらって、ワークシ

ヨップで検討したものを今の検討委員会に提案してもらって、みんなで意見を広めていってもらおうというのが一つのアイデアかなと思います。

何もない状態で集まって、これをやろうか、これをやろうかとか言ったってなかなかまとまりませんので、やはり一旦、大学の先生とかいろんなコンサルタントの先生なんかがおりますので、その辺でワークショップを立ち上げてもらって、その人から提案をもらったほうがスムーズに進むかなということで、私の経験を提案させてもらいます。

委員長 何か今のことについて、特に何か。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 大学の先生とかそういうところは、有識者という形であると思いますが、あと、集落の課題については、区民の方であったりとか集落、さっきの区長さんばかりという話じゃないですけども、集落の区長さんをはじめ、集落の方がやっぱり一番分かっていると思います。

そういうところで、コロナでしばらく皆さんが集まる機会というのはなかったと思いますが、これからは役員会であったりとかお年寄りが集まる機会、いろんな機会があると思いますので、そういうところでいろんな意見を出して、そこで、例えばうちの集落の担当とかがそういうところへ行って意見を聞き出すとか、集約するとか、そういうふうないろんな方法があると思いますので、そこで集落の区によってはワークショップとか、新庄区さんですと地域活性化委員会とか、いろんな組織をつくっているところがございますので、そういうところを含めてつくっていただければかなと思います。

委員長 河本委員。

河本委員 梅津委員が言われたワークショップの実施というのが、上野区が策定しているところではあるんやけど、まだ活動支援までいっていないので、ここがいい参考事例になるんじゃないかなとは思っていますけどね。これの実績も今後、僕らも勉強できたら勉強していきたいね。

委員長 ほかに質疑等はありませんか。

(なしの声あり)

委員長

質疑はないようなので委員長から一言なんですけど、本来であれば、今のところ、今回の調査をしまして、特に質疑が今はもうないということで、この事業について、今の段階では理解と自分の中で問題点は解決されたということで、本来であれば、一応今回の内容を基に報告書を作って、今会期中で報告書の説明という形になるんですけど、個人的な考えとして、今分かった中で、集落に一回皆さん帰ってもらって、また集落の人としゃべっとる中でまた新たな問題とかを聞くことが絶対出てくると思うんです。各それを担当課に個別で行って、自分の中でその理解とか解決をしても、それはその委員会としてやっとなことなので、それは意味ないと思って、その委員会で皆さんで共有するというのが大事なかなと思っていますので、僕の考えとしては、今回の会期中では報告せずに、次回の、また9月議会のときにもう一回調査、最低1回は継続するという形にしたいなと思っているんですけど、その考え方に皆さん、御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

では、今の考えに異議なしということで、今回調査が完了しなかったことから、継続調査とするため、本会議にて閉会中の所管事務調査の申出を行うことといたしますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

御異議ございませんので、議長へ継続調査の申出書を提出することといたします。

理事者側、退席のほうを、すみませんけどお願いします。

(理事者退席)

委員長

では、議員間討議ということで、何か今から討議することとか。河本委員。

河本委員

今出てきた中でも結構課題ってたくさんあって、やっぱり区長だけに負担をかけない制度をつくることというのが一つ委員会から提言することかなというふうに思っています。

目標としても、全集落、元気プランを策定して活動支援までつなげることを目標として持っていただきたいと。行政も抱える課題

として挙げているのが、主に集落の集会所の改修とか備品の整備になって、活性化につながっているのかというのが一つ課題として挙げられていますよね。今回はこれでいいと思うんですよ。

でも、これを踏まえて、また新しい事業に、38集落が終わった後に、新しく課題を克服した制度をつくってもらいたいというのが一つ思いとしてはあります。

やっぱり期日としても、令和6年までかな、今の事業の。それを38集落、全ての集落が終わるまでは継続してもらいたいということは委員会として言っていくべきかなと。今現状はその程度かな。

委員長

松下委員。

松下委員

僕らもいろんな活動をしとるんで、行政にいろんな要請もしてきて、なかなか思うところにはいかない部分は結構あるんです。うまくいくときもあります。

僕が新庄区で活動している部分では、新庄区の20年、30年先にこういう地域になっていたいというのは、絵図できちっと議論したり、区長に提案したりしているんです。山菜は、もうそれしかないなと言ってもらって、すぐ動いてくれたというのがあります。

それに町が本当に誠心誠意応えようとしとるかということ、なかなか感じられない、具体的な話になると。僅か50万とか100万の支援が町単でなかなかできないので全部県へ持っていくと、2年、3年の話になるんですね。国の支援でも3年ぐらいたっているんです。そうするとみんな、普通なら諦めるんですけど、僕らは政策提案チームをつくっているので諦めずにいろいろやっているんですけどね。

その、僕らから感じるのは、箱物に億単位でいっぱい使うけど、地域のいろんな要請をする部分にはほとんど、200万を超えるようなやつはみんな県へ話を持って行って、町の予算としては使わない方向で来ているので、その行政の、町長の公約になっているんですけど、行政の町としての予算の組み方がやっぱりすごく限定的で、ちょっと金がかかるものは何で町でやらなあかんのやと、県やら国の支援を取ってくれと、こういう話なんですね。

土建は、それは潤うけれども、今言ったように地域の産業は潤わないというのは、そういう行政の支援がそこを向かないと地域は動けないのではないかなというのは強い思いとしてあります。

以上です。

委員長

梅津委員。

梅津委員

何でもやっていこうとすると、地元の負担金のごつついかかってくるんです。それでもう、金ないやんけ、ほんなら、負担金が必要りやおたくの部落やめてよという話なんですね。

私たちは、その負担金を工面するのに非常に、あっちこっちから借金して。でないと行政は動いてくれませんので。やっぱり4分の1なり3分の1の負担金というのはかかってきますので。全くただで、はいどうぞという事業はありません、今のところ。その負担金をいかに各地区が減らして、軽減してくれるかという要請もこれからしていかなあかんのかなと思います。

それと、もう一つ提案なんですけども、各部落ごとに今、元気プランを立てていっていますけれども、その各部落、例えば一つ例に取りますと、東地区全体で何かプランを立てるというようなことも一ついいのかなと、大きくね。

河本委員

3集落以上もできるとは言っとったね。

梅津委員

できるとはいうことなんやけど、今のところ各地区ごとに指示していますので、それじゃなくて、例えば山東地区やったら山東地区の区長さんが全部集まって、山東地区にこういうものをつくれば、つくるというか、何かやっていけば元気が出るんじゃないかと。敦賀に対抗できるんじゃないかとか、いろんなプランがあるんじゃないかなと思いますので、その辺の集落が固まって進めていくというプランを一つ加えてほしいなという要望なんですけども。

委員長

河本委員。

河本委員

これは、でも元気プランの策定自体は10分の10補助じゃないの、40万円上限の。

梅津委員

これはね。金額は少ない。

河本委員

策定でもやっぱり40万円ぐらいかかる、策定するのに。

梅津委員

かかります。

委員長

結構それは上限ありそうですけどね。

どのぐらいのレベルでやるかで全然違ってくる。誰かを呼ぶか呼ばんかで、多分その違いでお金が。

河本委員
委員長

勉強するのに先生も呼べんのか。

さっき視察も書いてあったんでね。

松下委員。

松下委員

町の視線として、例えば集落に均等にこういう集落を配置していくというのは限界があると思うんですね。プランをつくる分にはそれでいいんですけど、実際にそれを、実行の段階になってくると、梅津さんも言ったけども、大きな事業になる可能性があるんですね。

それを、僕はやっぱり、美浜町を強くするために、この案には経営者生産方式というのを使って、集中して支援していこうと。こういう発想がないと、もう上限はこれだけやから駄目なんやというのではなしに、ここを推してうまく軌道に乗ると、美浜町の名前が売れてブランド化して、先進的なモデルになるという判断をしたのなら、もう枠を取ってやれる分だけやると。そしたら土建の仕事も出てくるんですよ。

今、道の駅とかいろんなやっているのはそういう話じゃなくて、地域の、本当にここを推したらほんまによくなるという、これからの情勢の読み方というか、そういうのを兼ねて我々も見ていかないと、この小さなプランだけの話になってしまうので、そこは我々の責任かなと思います。

委員長

河本委員。

河本委員

結局、集落元気プランの今度は活動支援事業に移っていったら、予算が決まっとるもんやから、この予算内でしか発想ができませんから、もし集落で大きな事業をプランしたときに、それだと事業の予算内じゃ収まり切らんと。それよりも大きな、物すごく事業にかかっても町の有益になる事業があれば使える制度をつくってみたいな感じですね。

委員長

議長。

議長

本当にそれはあると思うんです。

だけど極端な話、郷市なんかは、要するに防災のことについても、まずやろうやないかと。あれは金かかりませんわね、委員会をつくってみんな割り当てて、じゃあ訓練しようやないかと。家が壊

れたところへ行って、本当にそれをやってみようやないかといって、取りあえず半日ぐらいかけたかな、それもやっている。

実際に、この元気プランをやったときに、各年齢層からみんな集まれと言って、みんな来てくれと言って集めた。そして、こういうことをやりたいけど、じゃあうちの地区はどんな地区やと思う。から始まって、こうやるべきだよな、ああやるべきだよな、こんなのが要るよなというところから始まって、今のこの大綱一つにしても、13局あるやつを、うちらは4局しか知らないからと。ほんなら、その残りのやつを何とか復帰しようやないかという、そういう活動をしたり。そして、今のそれを、コロナやったから、みんなそんな、神社でもできないから保存会をつくってやろうやないかといって、そういうふうなことから始めた。まず地区が一つになって。

だから今の、僕らがすごいなと思うのは、菅浜さんでも自分らでこうやって、それで株式会社じゃないけど、そういう感じでやれるというのはすごいなと思うけど、うちのこの郷市の地区では、そういうことをできるようなところでもない。要するに、みんな行ってへん。だから、そういうふうなことがあるから、いろんなできるところはそれでいいんやけど。

でも、やっぱりその地区が一つになって、どういう考えでいるのかということをお互いがやらなかったら、金をかけて物事をしようというのをできるところはいいんやって、その物があって。何もないやん。

それはそれでええと思う。

ええんやけど、だからそうなってくると、しょうもないことになると、何であそこだけこんな金が出るのというふうなことをみんな言い出すんやから。

だからそう思うと、今のこの元気プラン云々ではこれだけの金額ですよ、それに間に合うようにやってくださいと。今の松下さん言っとったときに、農業関係は大丈夫ですよと言ったら今度は、次の話はもう違う話が重なったから、これ、次から次へと重ねていったらこれは出てこんわなと思って。それをすると、県へ相談します、国へ相談しますということになってしまうのかなと

松下委員
議長

思うんですね。

額は大きければ多いというのは、誰しもそうやもん、物事をするのに。だけど、これだけの範囲内で、うちらはあれだけ金使わんというよりも、滋賀県のそういう何かやっている人を呼んできて、大学の先生を呼んできて、あなたたちはどうやっとなるんやという、その先生が一生懸命やっとなるわね。だけど僕は、あんまりよくはないというか、あんまり関係なかったななんて思うんやけど、やっぱり地区が一つになって、こうやろう、ああやろうって、その意欲を出すのが今の元気プランやから、それが、物事ができなかったと言ったって、これはしょうがないと思う。

委員長

松下委員。

松下委員

議長の集落元気プランという中での発想というのは、それで私は十分いいと思います。ただ、地域によっては、こうやってこの地域が元気になれる、美浜町も元気になれるというテーマができて、それだったらこういう企画でこのプランを通して、企画ができたんだから、それを何とか実現しようというところまでを見ていかないと、集落プランだけで、これでいいんやという小さな発想では、こうやって集まって議論する意味が、僕はないと思うので。

今、議長が言うように、それぞれの地域でこうありたいという部分を出してもらって、そこの中からはいろんな発想が出てきたら、それを行政がどう乗せていくか、そのことで行政が税などで潤うというところまでを集落元気プランの中で読み込んでいかないと、こうやって集まる意味がなくなるので、そこは意識して議会も見てもらえんかなと思うんです。

委員長

河本委員。

河本委員

多分、行政側も、いきなり松下さんが言うように、地域が大きな事業を策定して、それに行政が乗っかっていこうって言い出すと、山口さんも言ったように、各集落が、いや、うちもあるんやけどとか言い出したら、結構ごちゃごちゃになってしまうじゃないですか。

まず経験自体がそんなに美浜町の各区にないということで、限られた予算の中で、まず試しにいろんな模索してみようやないかというので今やっとなると思うんですよ、これを。

だからこれが、この元気プランが達成された後に、松下さんが言

われるような事業展開に持っていくということは大事やと思って
いるんです。だから、そこは新たな事業展開としての提言みたい
な形でまとめることもできるんじゃないかなというふうには思い
ます。そこまでビジョンを見ろよと。

でも、この元気プランは元気プランやから。だから、そのノウ
ハウをもって新しい事業展開をちゃんと考えなさいよというよう
な提言は委員会からできると思います。

委 員 長

松下委員。

松 下 委 員

新庄地区の4名で議論しとるのは、山菜事業をやった後、じゃあ新庄だけでええかと言ったときに、ワサビとか山芋とか、できるようになったら、トロの刺身ととろろをくるんでやるとめっちゃくちゃうまいんやわ。それから、海鮮丼を、例えば菅浜やら丹生、日向らと連携して、僕らが今言っとるのは、山と海、山海連携イベントをやろうかという議論をやっとるんです。

だから、今言った部分を、元気プランの議論の中で出てきたときにどうなるか。そうすると、今やった集落元気プランの意義があるんですわ。だから、そういう議論になったときに、議会としても、その視点というか、地域の自然を生かした事業をやって、その結果として税収増になると、こういうところを行政も見ていかないと。道の駅を建てたって、そんなのは収益、出る一方なので、毎年1億幾ら出すんやからね、9年間ほど。

そういう意味では、そういうところに投資したほうが元気になるし、税収増にもなるという議論を、僕らは大きな議論をやりたいんですけどね。そこが議会の責任もあるのかなと思います。

委 員 長

議長。

議 長

そういう意味では、議会が逆に、海、山のこういうふうなことを考えられへんかと区長に提案したりしないと、僕は行政がそれを提案することはまずないと思う。

松 下 委 員

いやいや、行政じゃなくて。

議 長

行政はそんなことを提案することはないと思うし。だから、議会もそういうふうな意味で、今さっき河本君が言ったように、こうやってやったらこういうふうに変えなきゃいかんのちゃうかというふうな、ちょっと上のところまでいくような提言を、こんなのをする

べきでしょという提言を出すということであるならば、僕は議会がこんなふうにしてイベントとかはすごいと思うので、みんなどうや
とって、その両サイドに声をかけてやってあげるのも議会でできる
部分ではないかなと思うんやけどね。

そうやないと、あんたらそんな話をしてへんのかというようなもの
ではあかんし、これがまた一緒にするということかなと思うん
やけど。声をかけるだけで動いてもらえれば、それは結構やけど、
なかなかそんなん動かんわね。

そうやから、そういう意味ではちょっと汗をかかせてもらっても
ええんちゃうかなと思ってみたりね。そういう思いはないとあか
んのちゃうかなとは思っただけど。その辺はみんながどれだけ動
けるかというのもあるんだろうけど。

区長だけにおまえせえ、おまえせえと言っとなつて、これはもう、
腹いっぱいになつるところに、もうやめてくれよと今の話、
もう邪魔くさい、そんなこと言わんとつてくれというふうになる
のが僕は精いっぱいやと思うね。その辺のところをちょっと考え
てあげなきゃというか、提案してあげなきゃいかんのちゃうかな
と思うね。

行政も自分らで動かれへんさかいに、議会が提案して、動かんし
動いてくれよとなつたら動けるんだろうと思うけど、自分たちの
課長が、よし、こうやって動きましようと言っとなつて、それはう
んと言われんもんな。そういう意味では、議会がこうやって動け
ないのか、何でできないんや、やってくれよというようなことを
提案できるのが議会だと思うんですけど、その辺のところでもた
考え、また言ってください。

そんなところですよ。

委員長

ほかにはないようですので、これで議員間討議のほうを終わらせ
たいと思います。

最後に、副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

副委員長

長時間にわたり御苦勞さまでした。

所管事務調査という初めてやる調査で、大変勉強になったんじや
ないかと思います。

今日の議題、5つありました。カーボンニュートラルとかD X 関

係の改正に伴うものもありましたけれども、やはりこの美浜町においてもそういう時代に入ってきたのではないかと思いますので、委員各位におかれましても、私もそうなんですけども、D Xを進めていきたいと思います。

本日は、長時間にわたり御苦勞さんでした。

(閉会宣言 午後 0 : 0 9)

総務文教常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 幸丈 佑馬